

隠岐の島町 お知らせ便

第304号（令和2年3月5日発行）
発行：隠岐の島町総務課広報広聴係

掲載記事一覧

【お知らせ】

- 新型コロナウイルス感染症について
- 令和2年春季全国火災予防運動の実施
- 暮らしとこころの相談会（無料法律相談）の開催
- 認知症カフェの開催
- 国税専門官採用試験の実施
- 島根県最低賃金の改定について
- 地区別意見交換会の開催【隠岐の島町地域公共交通計画策定について】

【募集】

- 隠岐の島町地域公共交通会議委員の募集
- 社会福祉協議会職員募集



お知らせ

新型コロナウイルス感染症 について

令和2年1月以降、国内でも新型コロナウイルス感染症の患者発生が続いています。3月2日現在、県内での発生報告はありませんが、今後も十分に注意が必要です。

季節性インフルエンザ等感染症が流行する時期ですので、個人で出来る感染予防に努めてください。

● 新型コロナウイルスの症状

主な症状は、発熱やのどの痛み、咳が長引く（1週間前後）、強いだるさ（倦怠感）です。

高齢の方や基礎疾患のある方は重症化しやすい可能性があります。

● 感染経路

患者の咳やくしゃみに含まれるウイルスを口や鼻から吸い込むことによる「飛まつ感染」、ウイルスが付着した手で口や鼻に触れることによる「接触感染」です。

● 予防するには

- ・ 外から帰ったら、石けんを使って流水で手洗いをしましょう。
- ・ 咳やくしゃみが出る方は、マスクの着用を心がけましょう。
- ・ とつさの咳やくしゃみの際、マスクをしていない時は、ハンカチやティッシュ、上着の袖で口を押さえ、顔を人に向けないようにしましょう。
- ・ 十分な休養とバランスのとれた食事を心がけ、抵抗力を高めましょう。

● まん延を防ぐために

- ・ 発熱等の風邪の症状が見られる時は、学校や会社を休みましょう。
- ・ 発熱等の風邪の症状が見られたら、毎日体温を測って記録しましょう。

◆ 問い合わせ先

役場保健課健康係

電話 218562

新型コロナウイルス感染症相談窓口

「帰国者・接触者相談センター」（平日8:30～17:15）

◆ 隠岐保健所内 電話 08512-2-9600

下記に該当する方は医療機関を受診される前に必ずご相談ください

- ① 37.5℃以上の発熱、又は風邪の症状があり、新型コロナウイルス感染症と確定した方と濃厚接触された方
- ② 37.5℃以上の発熱かつ風邪の症状があり、14日以内に中国湖北省・浙江省への渡航歴がある方、又は渡航歴のある方と濃厚接触された方
- ③ 37.5℃以上の発熱が4日以上続く、又は強いだるさや息苦しさがある方

その他のお問い合わせは

「一般相談窓口」（平日8:30～17:15）

◆ 隠岐保健所 電話 08512-2-9900

◆ 県庁健康推進課 電話 0852-22-5842

FAX 0852-22-6328

※聴覚に障がいのある方はFAXをご利用いただけます

令和2年春期火災予防運動の実施

「ひとつずつ

いいね!で確認

火の用心」

(全国統一防火標語)

令和2年3月1日(日)から3月7日(土)まで「春季全国火災予防運動」が行なわれます。

これからの季節は、風が強く、空気が乾燥し、火災が発生しやすくなりますので、火の取扱いには十分注意してください。

消防署では住宅防火対策推進活動として、火災予防についての講話や座談会を企画される団体を募集しています。お気軽に下記の電話番号にご連絡ください。

火災のない安全、安心な町づくりに皆さまのご協力をお願いいたします。

◆住宅防火いのちを守る

7つのポイント

3つの習慣

- ・寝たばこはしない。
- ・暖房器具は燃えやすいもの近くで使用しない。
- ・ガスコンロのそばを離れるときは、火を消す。

4つの対策

- ・住宅用火災警報器を設置する。
- ・住宅用消火器を設置する。
- ・燃えにくい防災品を使用する。
- ・近隣の協力体制をつくる。

◆問い合わせ先

隠岐広域連合消防本部
予防課予防係

電話 212307



暮らしとこころの相談会(無料法律相談)の開催

島根県弁護士会主催の「暮らしとこころの相談会」が、次の通り開催されます。

生活問題全般に関する無料の相談会です(例:借金、相続、遺言、離婚、成年後見制度等)。

法律相談を希望される方は法テラス西郷法律事務所までご予約ください。

●日時

3月14日(土)

午前10時から正午
午後1時から4時

(相談時間お一人様30分)

●会場

法テラス西郷法律事務所

隠岐の島町港町塩口24-9

N T T 隠岐ビル1階

●予約締切

3月13日(金)

◆予約・問い合わせ先

法テラス西郷法律事務所

電話 050-3383-5326

平日 午前9時から正午

午後1時から5時

認知症カフェの開催

町では、誰もが気軽に集まり日頃の想いを話しあい、認知症について知っていたり、機会として、移動認知症カフェ「お休み処ござんせ」を開催します。皆さまぜひご参加ください。

●日時

3月24日(火)

午後2時から4時

●場所 月あかりカフェ
(西町 毛利酒店横)

●内容

・茶話会

・ミニ講座『こころ穏やかに過ごすために』誰でもできる簡単ヨガ&呼吸法』

講師 五十嵐杏美氏

*動きやすい服装でお越し下さい。

●参加費 茶菓子代750円

●対象

①認知症に不安を抱えている方

②認知症の方を介護している方

③地域住民の方

●定員 20名

●申込方法

●申込締切

3月19日(木)

◆申込・問い合わせ先

役場 福祉課

地域包括支援センター

電話 214500

国税専門官採用試験の実施

国税庁では、令和2年度国税専門官採用試験を、次のとおり実施します。

●第1次試験

- ・試験日…6月7日(日)
- ・試験地…広島国税局管内では松江市、岡山市、広島市
- ・試験種目…基礎能力試験(多肢選択式)、専門試験(多肢選択式、記述式)
- ・合格発表日…6月30日(火)

●第2次試験

- ・試験日…7月8日(水)～7月17日(金)のうち指定する日時
- ・試験地…広島国税局管内では広島市
- ・試験種目…人物試験、身体検査
- ・合格発表日…8月18日(火)

●受験資格

- ・平成2年4月2日から平成11年4月1日生まれの人
- ・平成11年4月2日以降生まれの人で次に掲げる者
- ①大学を卒業した者及び令和3年3月までに大学を卒業する見込みの者
- ②人事院が①に掲げる者と同等の資格があると認める者

●申込方法

原則としてインターネット申し込みを利用してください。

インターネットで申し込みができない場合は、第1次試験地に対応する国税局に受験申込書を郵送または持参してください。

●申込期間

- 3月27日(金) 午前9時～
- 4月8日(水)
- ※郵送または持参による場合は、3月27日(金)～3月30日(月) (3月30日(月)までの通信日付印有効)

【インターネット申込アドレス】

<http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html>

●その他

受験案内などの請求及び試験についての詳細は、左記までお問い合わせください。

◆問い合わせ先

- ・西郷税務署総務課
電話 2-0350
- ・広島国税局人事第二課試験研修係
電話 082-221-9211

島根県最低賃金の改定について

島根県内の事業場で働くみなさんの最低賃金が下記の通り改定されました。

【注意】

1. 最低賃金は、常用・臨時・パートなどすべての労働者に適用されます。
2. 次の賃金は最低賃金の対象となる賃金から除外されます。
 - (1) 臨時に支払われる賃金(結婚手当など)
 - (2) 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)
 - (3) 時間外労働・休日労働・深夜労働に対する割増賃金
 - (4) 精勤手当・皆勤手当
 - (5) 通勤手当
 - (6) 家族手当

※詳しくは、島根労働局賃金室までお問い合わせ下さい。

◆問い合わせ先

- 島根労働局賃金室
電話 0852-311158

件名	時間額	引上額	効力発生日	
島根県最低賃金	790円	26円	令和元年10月1日	
特定最低賃金	製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業	914円	28円	令和元年11月29日
	はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	894円	27円	令和元年12月1日
	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	822円	22円	令和元年11月28日
	自動車・同附属品製造業	879円	20円	令和元年11月29日
	自動車(新車)小売業	865円	27円	令和元年12月1日
	百貨店、総合スーパー	令和元年10月1日から島根県最低賃金790円が適用されます。		

地区別意見交換会の開催 〔隠岐の島町地域公共交通 通計画策定について〕

町では、将来に渡って持続可能な公共交通体系の実現に向け、「隠岐の島町地域公共交通計画」の策定に取り組んでいます。

この計画は、路線バスや町営バス、デマンドタクシーといった町の公共交通について検討する計画です。

今後私たちが利用する公共交通について、町民の皆様からの意見やご提言をいただくため、次の日程で地区別意見交換会を開催します。

多くの町民の皆様のご参加をお待ちしています。

◆問い合わせ先

役場地域振興課定住推進係

電話 2-8570

*今回お知らせした催し等については、新型コロナウイルス感染症の発生状況によっては開催を中止または延期する場合がありますのでご了承ください。

隠岐の島町地域公共交通計画地区別意見交換会			
月 日	時 間	会 場	対象地区
3月16日（月）	10時00分～11時30分	役場 五箇支所	五箇地区
3月16日（月）	14時00分～15時30分	中老年人福祉センター	中村地区
3月17日（火）	10時00分～11時30分	役場 布施支所	布施地区
3月17日（火）	14時00分～15時30分	役場 都万支所	都万地区
3月18日（水）	13時00分～14時30分	隠岐島文化会館 2階集会室	西郷地区 東郷地区 中条地区 磯地区



募集

隠岐の島町地域公共交通 会議委員の募集

町では、地域公共交通についての意見を広く求めるため、「隠岐の島町地域公共交通会議委員」を次のとおり募集します。

●任期

令和2年4月1日から3年間

●応募資格

次のすべての要件を満たす方

- ① 隠岐の島町に在住の方
- ② 満20歳以上の方
- ③ 平日の会議に出席可能な方
- ④ 地域公共交通に関心のある方

●募集人員

若干名（2名程度）

※応募者多数の場合、ご希望に添えない場合があります。

●応募締切

3月18日（水）まで（当日必着）

●応募方法

左記までお問い合わせください。

●その他

委員の方には、謝金及び交通費を支給します。

◆応募・問い合わせ先

役場地域振興課定住推進係

電話 2-8570

社会福祉協議会職員募集

隠岐の島町社会福祉協議会では、令和2年6月以降に勤務していただく正規職員を募集します。

●受験資格

平成5年4月2日以降に生まれ、高等学校を卒業し、普通運転免許証（AT限定可）を保持する方

●採用予定人員 1名

●申込方法

所定の採用試験申込書を本会へ持参又は郵送してください。

●申込締切

令和2年3月26日（木）まで

※郵送の場合は3月26日（木）必着

●採用試験

令和2年4月5日（日）

午後1時から

●試験会場

隠岐の島町社会福祉センター
（隠岐の島町原田396番地）

◆申込・問い合わせ先

隠岐の島町社会福祉協議会

電話 2-0685